

現行認定基準との対照表について

現行認定基準と新認定基準との対照表を下記にて整理した。(傍線部分は変更部分、変更がない項目は省略)

現行認定基準 (Version1.17)		新認定基準 (2015年6月1日)	
2. 適用範囲		2. 適用範囲	
<p>「日本標準商品分類」の「文具、紙製品、事務用具および写真用品」に基づく別表1に定める文具・事務用品。ただし、写真用品は除く。</p> <p>なお、画用紙類などのうち、原紙、中間加工製品として販売される製品は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version2」などにおいて対象とする。包装紙、包装袋、封筒については、紙製の最終製品を本商品類型での対象とし、原紙は No.113「包装用紙 Version2」での対象とする。</p> <p>また、ハロゲン系の元素を含むポリマー種を使用（表面コーティングを含む）した製品、<u>とじこみ用品以外のダンボール製品、板紙製の封筒</u>および電気用品は対象外とする。</p>		<p>別表1に定める文具・事務用品とする。</p> <p>なお、画用紙類などのうち、原紙、中間加工製品として販売される製品は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」などにおいて適用範囲とする。包装紙、包装袋、封筒については、紙製の最終製品を本商品類型の適用範囲とし、原紙は No.113「包装用紙 Version3」の適用範囲とする。</p> <p>また、ハロゲン系の元素を含むポリマー種を使用（表面コーティングを含む）した製品、および電気用品は対象外とする。</p>	
3. 用語の定義		3. 用語の定義	
消耗部分	使用によって消耗する部分（場合によっては交換可能）	消耗部分	使用によって消耗する部分（交換可能な部品も含む）。
(新設)		無溶剤型粘着剤	溶剤を用いず塗布される粘着剤をいう。
(新設)		主要材料	製品の構成材料として、金属、消耗部分、粘着部分を除いた製品質量の50%以上を占める材料。ただし、 <u>各々の構成材料が金属、消耗部分、粘着部分を除いた製品質量の50%に満たない場合には、認定基準4-1-3の該当する紙材、木材、プラスチック材の基準をそれぞれ適用することとし、別表1に定める再生</u>

現行認定基準 (Version1.17)		新認定基準 (2015年6月1日)	
			材料の基準配合率の計算の分母は、該当する紙材、木材、プラスチック材の合計質量とする。
(新設)		印刷インキ	経済産業省生産動態統計に掲載されている印刷インキをいう。
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ / (バージンパルプ + 古紙パルプ) × 100 (%) で表される。ただし、パルプは含水率 10% の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。	古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの質量割合で、古紙パルプ / (バージンパルプ + 古紙パルプ) × 100 (%) で表される。ただし、パルプは含水率 10% の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。 <u>パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100% のものは、古紙パルプ配合率 100% とみなす。</u>
(新設)		管理標準値	製造工場において技術標準書 (品質規格書) 等に明記され、管理されている値をいう。
白色度	業界で定めるハンター方式、または、ISO 白色度 (拡散青色光反射率) によって求められるパルプおよび紙の白さの程度。	白色度	JIS P8148 に定める ISO 白色度 (拡散青色光反射率) によって求められるパルプおよび紙の白さの程度。
塗工用紙	紙の印刷適性を高めるため、白色顔料を 1 m ² 当たり両面で 15g 前後～40g 前後塗布した用紙。	塗工用紙	紙の印刷適性を高めるため、白色顔料、 <u>バインダーなどの塗料</u> を 1 m ² 当たり両面で 15g 前後～40g 前後塗布した用紙。
(新設)		塗工量	紙の印刷適性を高めるため、1 m ² 当たりの白色顔料、 <u>バインダーなどの塗料の塗布量。</u>
(新設)		森林認証制度	独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・ <u>認証する仕組み (林野庁「木材・木材製品の合法性、</u>

現行認定基準 (Version1.17)		新認定基準 (2015年6月1日)	
			持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)より。
(新設)		クレジット方式	個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材が等しく使われているとみなす方式をいう(環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成27年2月)」より抜粋)。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の <u>工程(工場)</u> 内でリサイクルされるものは除く。	プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工場内でリサイクルされるものは除く。
(新設)		植物由来プラスチック	植物を原料とするプラスチック。 なお、本認定基準では、ポリ乳酸(PLA)、ポリエチレン(PE)およびポリエチレンテレフタレート(PET)を対象とする。
(新設)		バイオベース合成ポリマー含有率	ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
4. 認定の基準と証明方法		4. 認定の基準と証明方法	
「4-1-1. 共通基準」及び「4-1-2. 材料に関する基準A~D」のいずれか必要部分を満たすこと。また、消耗部分または粘着部分を持つ製品については、「4-1-1. 共通基準」及び「4-1-2. 材料に関する基準」に加え、「4-1-3. 消耗部分に関する認定基準」または		<目次> 4-1-1 資源と資源循環 4-1-2 地球温暖化の防止 4-1-3 有害物質の制限とコントロール	

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)												
<p>「4-1-4. 粘着部分に関する認定基準」も適用する（各製品の消耗部分の適用部位および基準項目番号については、別表1を参照のこと）。</p> <table border="1" data-bbox="185 363 1010 898"> <tr> <td data-bbox="185 363 324 459">4-1-1</td> <td data-bbox="324 363 544 459">共通基準と証明方法</td> <td data-bbox="544 363 1010 459">全製品共通で適用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 459 324 608">4-1-2</td> <td data-bbox="324 459 544 608">材料に関する基準と証明方法</td> <td data-bbox="544 459 1010 608">製品によってA～Dのうちから1項目選択</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 608 324 756">4-1-3</td> <td data-bbox="324 608 544 756">消耗部分に関する基準と証明方法</td> <td data-bbox="544 608 1010 756">消耗部分を持つ製品（消耗部分が主製品のものも含む）に適用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 756 324 898">4-1-4</td> <td data-bbox="324 756 544 898">粘着部分に関する基準と証明方法</td> <td data-bbox="544 756 1010 898">粘着部分を持つ製品（剥離紙も粘着部分に含める）に適用</td> </tr> </table>	4-1-1	共通基準と証明方法	全製品共通で適用	4-1-2	材料に関する基準と証明方法	製品によってA～Dのうちから1項目選択	4-1-3	消耗部分に関する基準と証明方法	消耗部分を持つ製品（消耗部分が主製品のものも含む）に適用	4-1-4	粘着部分に関する基準と証明方法	粘着部分を持つ製品（剥離紙も粘着部分に含める）に適用	<p>4-1-4 生物多様性の保全</p>
4-1-1	共通基準と証明方法	全製品共通で適用											
4-1-2	材料に関する基準と証明方法	製品によってA～Dのうちから1項目選択											
4-1-3	消耗部分に関する基準と証明方法	消耗部分を持つ製品（消耗部分が主製品のものも含む）に適用											
4-1-4	粘着部分に関する基準と証明方法	粘着部分を持つ製品（剥離紙も粘着部分に含める）に適用											
<p>(1) 【証明方法】 <u>なお、製品を製造する工場に化管法の適用があり、対象となる物質（第一種指定化学物質）が法律で届出義務を定めた規定量以上、工場で使用している場合は、物質ごとの排出量および移動量を記載した製品を製造する工場長の発行する証明書もしくは届出書の写しを提出すること。</u></p>	<p>(11) 【証明方法】 (削除)</p>												
<p>(2) 製品は使用後、異種材料間（紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど）の分別が可能なものであること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【証明方法】 異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。また、それぞれの材料について重量割合を</p> </div>	<p>(6)製品は、使用後、異種材料間（紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど）の分別が可能なものであること。<u>ただし、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品は除く。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【証明方法】 異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。なお、手帳の場合は、製品サンプルを提出</p> </div>												

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>付属証明書に記載すること。なお、手帳の場合は、製品サンプルを提出すること。</p> <p>封筒の窓部に再生プラスチックフィルムを使用する場合は、「窓部に再生プラスチックを〇%使用し、分別が可能な構造である」ことを封筒本体に説明した設計書と製品サンプルを提出すること。封筒の窓部にグラシンペーパーを使用する場合は、「窓部にグラシンペーパーを使用し、古紙としてリサイクルできる」ことを封筒本体に説明した設計書と製品サンプルを提出すること。</p>	<p>すること。<u>安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品がある場合には、その旨説明すること。</u></p> <p>封筒の窓部に再生プラスチックフィルムまたは植物由来プラスチックを使用する場合は、「窓部に再生プラスチック（または植物由来プラスチック）を〇%使用し、分別が可能な構造である」ことを封筒本体に記載した設計書と製品サンプルを提出すること。封筒の窓部にグラシンペーパーを使用する場合は、「窓部にグラシンペーパーを使用し、古紙としてリサイクルできる」ことを封筒本体に記載した設計書と製品サンプルを提出すること。</p>
<p><u>製品を構成する主材料として、紙材、木材、プラスチック材のどれか一つを製品全体重量の70%以上（別表1に定める機能性事務用品の場合は50%以上、主材料がプラスチック材でポストコンシューマ材料を使用している場合は60%以上）使用しているものについては、該当する以下A～Cのどれか一つを選択し、適用する。また、それ以外の製品についてはDを適用する。</u></p> <p><u>なお、消耗部分、粘着部分、とじこみ用品のとじ具・とじ針、手提げ袋の取っ手、封筒の窓部（グラシンペーパーまたは封筒本体と分別可能な構造で再生プラスチック重量割合40%以上のフィルム）、およびノートなどのクロス・とじ糸・リングなどの製本部品、樹脂製部品は、製品全体重量のカウント対象から除くことができるものとし、その場合には、材料に関する基準を適用しない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><補足説明></p> <p>○再生材料の計算の分母を以下のとおり変更（一部除く、詳細は別表1参照、両面粘着紙テープおよび製本テープはテープ基材に変更）。</p> <p>（現行）製品全体重量→（新基準案）主要材料質量</p> <p>○質量から除くものは消耗部分（交換部品含む）、粘着部分および別表1で個別に指定されるもので、大きな変更はないが、プラスチック製ファイルは、現行基準では質量から除くことができたプラスチック製とじ具が、新認定基準案では、質量から除くことはできないなどの変更が生じる。</p>
<p><u>(4) 原料として使用した古紙パルプの合計重量が製品全体の重量割合で70%以上であること。</u></p> <p>なお、包装袋にあっては、古紙パルプの合計重量が製品全体の重量比で30%以上、包装紙・封筒にあっては40%以上、慶弔用品（慶弔袋、金</p>	<p>(1) <u>主要材料が、別表1に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。</u></p> <p><u>再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料（廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品）をいう。</u></p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
封など)・アルバム・学用紙製品 (ノート類を除く画用紙類、折り紙など)・機能性事務用品にあつては50%以上であること。	なお、テープ印字機等用カセットは本項目(1)に代えて基準項目(2)を、万年筆は本項目(1)に代えて基準項目(3)を満たすことでもよい。
(13) 原料として使用した再利用木材および廃植物繊維の合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上(別表1に定める機能性事務用品の場合は、50%以上)であること。	メディアケース、OAフィルター(枠あり)、OHPフィルムおよび、クリアホルダー(ファイル)において、植物由来プラスチックを使用する製品は、本項目(1)に代えて基準項目(4)を満たすこと。窓付き封筒(紙製)の窓部分において植物由来プラスチックを使用する場合は、本項目(1)に加えて、窓部が基準項目(4)を満たすこと。
(21) 原料として使用した再生プラスチックの合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの重量割合が、60%以上を満たすことでも良い。また、透明OHPフィルム類(厚さ150ミクロン以下)については、再生プラスチックの重量割合が30%以上、粘着テープ(布粘着)については、テープ基材(ラミネート層を除く)の再生プラスチックの重量割合が40%以上、別表1に定める機能性事務用品は、再生プラスチックの重量割合が50%以上であること。なお、製品が「テープ印字機等用カセット」の場合は、上記もしくは基準項目(26)を満たすこと。	ダストブロワーは本項目(1)に代えて基準項目(10)を満たすこと。森林認証木材を使用する製品は、本項目(1)に代えて基準項目(27)を満たすこと。 <別表1に係る基準配合率の数値の変更は巻末にて記載>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>(27) 原料として、「古紙パルプ」、「再・未利用木材または廃植物繊維」および「再生プラスチック」の合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上（別表1に定める消しゴム、プラスチック字消し及び機能性事務用品の場合は50%以上）であること。ステープラについては、再生プラスチックの合計重量がプラスチック重量の70%以上、鍵かけ（フックを含む。扉なしタイプ）については、再生プラスチックの合計重量がプラスチック重量の40%以上であること。なお、消しゴム、プラスチック字消しの場合は、上記再生材料に合せて、廃棄された卵の殻などの再生材料の使用も認める。消しゴム、プラスチック字消しに使用する巻紙（スリーブ）部分は、古紙パルプ配合率50%以上とし、認定基準4-1-2-A(6)を満たすこと。また、消しゴム、プラスチック字消しに使用するプラスチック製ケース部分は、認定基準4-1-2-C(21)～(25)を満たすこと。</p>	
<p>(28) 原料として、廃棄された卵の殻などの再生材料を使用した白墨・色白墨の場合は、再生材料を製品全体の重量割合で60%以上、使用していること。また、原料として、廃棄された卵の殻などの再生材料を使用したグラウンド用白線の場合は、再生材料を製品全体の重量割合で70%以上、使用していること。なお、グラウンド用白線については、グラウンドで使用する製品に限定する。</p>	
<p>(4) 【証明方法】</p> <p>製品総重量、紙材料重量および紙以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を付属証明書の記入表A-112に明記し、紙材料が製品全体の70%以上である証明をすること。</p> <p>また、製紙事業者の発行する、以下の項目①②を含んだ古紙パルプ配合</p>	<p>(1) 【証明方法】</p> <p><古紙パルプの場合></p> <p>古紙パルプ配合率（質量割合）を明記した証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。</p> <p>また、製紙事業者の発行する、以下の項目①②を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出する</p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>率(最低限保証される具体的な数値)を示す紙質証明書を提出すること。</p> <p>①製造工場における管理の徹底(技術標準書(品質規格書)にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記するなど)</p> <p>②製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者(以下、「管理担当者」という。)名の明記</p> <p>さらに、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」(2008年4月2日 日本製紙連合会)又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等の工場における古紙パルプ配合率の管理・確認方法の内容が分かる資料を提出すること。ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。</p>	<p>こと。</p> <p>① 製造工場における管理の徹底(技術標準書(品質規格書)にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記する、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」(2008年4月2日 日本製紙連合会)又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査を実施するなど)</p> <p>② 製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者(以下、「管理担当者」という。)名の明記</p> <p>ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。</p>
<p>(21)【証明方法】</p> <p><u>申込者による、製品総重量および金具・金属などの付加された部分が製品に占める割合(重量割合)を明記した証明書を提出すること。また、原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材および廃植物繊維であることの証明書を提出すること。ただし、原料事業者が多数の場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位10社の証明書を提出すること。</u></p> <p>原料に間伐材を使用する場合は、原産地、樹種、数量、植栽年を記載した原産地証明書と対象となる林分の写真(間伐が行われたことがわかるもの)を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。</p> <p>原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であるこ</p>	<p>(1)【証明方法】</p> <p><再・未利用木材の場合></p> <p><u>再・未利用木材の割合(質量割合)を明記した証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。また、原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材であることの証明書を提出すること。</u></p> <p>原料に間伐材を使用する場合は、原産地、樹種、数量、植栽年を記載した原産地証明書と対象となる林分の写真(間伐が行われたことがわかるもの)を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。</p> <p>原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。</p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>との認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林の種類（天然生林、人工林など）、原産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。 ● どのような状況（病虫獣害・災害を受けたとか曲がり材あるいは小径材であるかなど）で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。 <p>また、原料に竹を使用する場合は、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることを説明すること。商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2.0」の認定商品を使用した製品にあっては、当該製品の「商品名」および「認定基準」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の種類（天然生林、人工林など）、原産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。 ● どのような状況（病虫獣害・災害を受けたとか曲がり材あるいは小径材であるかなど）で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。 <p>また、原料に竹を使用する場合は、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることを説明すること。商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2」の認定商品を使用した製品にあっては、当該製品の「商品ブランド名」および「認定番号を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。</p> <p>なお、質量割合の計算では、気乾状態(*1)または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量(*2)に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。</p> <p>*1：通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。</p> <p>*2：24時間ごとの質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。</p> <p>*1については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できる。</p>
<p>(21)【証明方法】</p> <p><u>再生材料については、製品総重量、プラスチック材料重量、プラスチック以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を明記し、プラスチック材料が製品全体の70%以上である証明をすること。また、再生材料回収事業者の発行する原料供給証明書、申込者による再生プラスチックの</u></p>	<p>(1)【証明方法】</p> <p><再生プラスチックの場合></p> <p><u>再生プラスチックの質量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。また、再生材料回収事業者の発行する原料供給証明書を提出すること。</u></p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)										
<p>重量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程証明を提出すること。</p>											
<p>(28) 【証明方法】</p> <p>製品総重量、再生材料の合計重量および再生材料が製品に占める割合(重量割合)を明記し、証明すること。また、各材料の証明方法については、4-1-2-A～C の該当部分それぞれに従うこと。なお、再生材料に卵の殻を使用した場合には、4-1-2-D(28)の要件も満たすこと。</p> <p>廃棄された卵の殻などについては、原料事業者の発行する原料供給証明書および、申込者による再生材料の重量割合の証明書を提出すること。また、「グラウンド用白線」については、グラウンドで使用する製品であることが記載された包装袋の写真などを提出すること。</p>	<p>(1) 【証明方法】</p> <p><その他再生材料の場合></p> <p>再生材料の質量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。また、廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品の回収事業者の発行する原料供給証明書を提出すること。</p>										
<p>(5) 紙および板紙にあっては、塗工量が片面で 17g/m²以下、両面で 30g/m²以下であること。</p>	<p>(15) 塗工用紙を使用するけい紙、起案用紙およびノートは、塗工量が片面で 17g/m²以下、両面で 30g/m²以下であること。</p>										
<p>(7) 非塗工の紙を使用する白色のノート類、けい紙および起案用紙においては、白色度が 70%程度以下であること。</p>	<p>(16) 非塗工用紙を使用する白色のけい紙、起案用紙およびノートは、白色度に関する管理標準値が 70%以下であること。ただし、製造工程管理上の許容誤差として管理標準値+3%まで認めることとする。</p>										
<p>(8) 紙材料に使用する印刷インキについては、以下の a.または b.に適合すること。</p> <p>a) エコマーク商品類型 No.102「印刷インキ Version2.0」対象の印刷インキは、当該認定基準を満たしていること(エコマーク認定の印刷インキでなくてもよい)。ただし、No.102「オフセット印刷インキ」認定の印刷インキについても、本項目に適合するものとして扱う。</p> <p>b) 上記 a.以外の印刷インキは、エコマーク商品類型 No.102「印刷インキ Version2.0」の「4-1.環境に関する共通認定基準」の(1)(2)(6)、およ</p>	<p>(14) 製品に使用される印刷インキは、別表 3 に規定する重金属類の溶出基準値を満たすこと。</p> <p>別表 3 「4-1-3(14)(20)(23)(24)」に規定する重金属類</p> <table border="1" data-bbox="1167 1187 1962 1437"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>溶出基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>75 mg/kg以下</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>60 mg/kg以下</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>60 mg/kg以下</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>90 mg/kg以下</td> </tr> </tbody> </table>	物質名	溶出基準値	カドミウム	75 mg/kg以下	水銀	60 mg/kg以下	クロム	60 mg/kg以下	鉛	90 mg/kg以下
物質名	溶出基準値										
カドミウム	75 mg/kg以下										
水銀	60 mg/kg以下										
クロム	60 mg/kg以下										
鉛	90 mg/kg以下										

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)									
<p>び「4-2.環境に関する個別認定基準」の(10)で定められた基準をすべて満たしていること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 209 1503 264">ヒ素</td> <td data-bbox="1503 209 2033 264">25 mg/kg以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 264 1503 320">アンチモン</td> <td data-bbox="1503 264 2033 320">60 mg/kg以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 320 1503 376">バリウム</td> <td data-bbox="1503 320 2033 376">1,000 mg/kg以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 376 1503 416">セレン</td> <td data-bbox="1503 376 2033 416">500 mg/kg以下</td> </tr> </table>	ヒ素	25 mg/kg以下	アンチモン	60 mg/kg以下	バリウム	1,000 mg/kg以下	セレン	500 mg/kg以下	
ヒ素	25 mg/kg以下									
アンチモン	60 mg/kg以下									
バリウム	1,000 mg/kg以下									
セレン	500 mg/kg以下									
<p>(12) 紙材料は、(財)古紙再生促進センターで定める*禁忌品を含んでいないこと。ただし、長期保存を目的としたとじこみ用品およびアルバムの表紙加工は除く。</p> <p>【証明方法】 エコマーク商品認定・使用申込書に具体的に説明記述すること。</p>	<p>(7) 主要材料が紙材である製品は、紙材に禁忌品を含んでいないこと。ただし、長期保存を目的としたファイルなどの表紙加工品および、剥離紙は本基準項目を適用しない。*用語の定義あり</p> <p>【証明方法】 付属証明書に具体的に説明記述すること。また、長期保存を目的としたファイルなどで表紙加工を行う場合は、10年間保存を想定した耐久性試験結果などを提出すること。</p>									
<p>(16) 接着剤、添加剤を使用した製品および化粧加工を施した製品にあっては、それらの処方構成成分および重量割合を報告すること。</p> <p>【証明方法】 処方構成成分および重量割合を付属証明書に記入すること。また当該物質の添加の有無記載リストを提出すること。</p>	<p>(19) 化粧加工を施した製品にあっては、それらの処方構成成分を報告すること。</p> <p>【証明方法】 処方構成成分リストを提出すること。</p>									
<p>(18) 製品出荷時にトルエンおよびキシレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とはJIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物 (VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チェンバー法」にしたがって測定した定量下限値以下とする。</p> <p>【証明方法】 処方構成成分として、トルエン・キシレンの添加の有無を付属証明書に記載すること。トルエン・キシレンを処方構成成分として</p>	<p>(21) 製品に使用される接着剤および塗料は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンを処方構成成分として添加していないこと、または製品出荷時にトルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とはJIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チェンバー法」にしたがって測定した定量下限値以下とする。</p> <p>【証明方法】</p>									

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>添加している場合は、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料のそれぞれについて、JIS A 1901 に定める試験結果を提出すること。なお、トルエン・キシレンを処方構成成分として添加していない場合は、試験を行う必要はない。</p>	<p>処方構成成分として、トルエン・キシレン・<u>エチルベンゼン・スチレン</u>の添加の有無を付属証明書に記載すること。トルエン・キシレン・<u>エチルベンゼン・スチレン</u>を処方構成成分として添加している場合は、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料のそれぞれについて、JIS A 1901 に定める試験結果を提出すること。なお、トルエン・キシレン・<u>エチルベンゼン・スチレン</u>を処方構成成分として添加していない場合は、試験を行う必要はない。また、使用接着剤または塗料に関する処方構成成分リストを提出すること。</p>
<p>(19) 製品に塗料を使用する場合は、<u>エコマーク商品類型 No126「塗料 Version1.0」</u>「4-1.環境に関する共通認定基準」第(1)項から第(4)項の化学物質のうち重金属および重金属化合物の基準 (別表 3 「4-1-2 - B(19)」に規定する化学物質リスト) に適合していること。</p>	<p>(20)製品に使用される塗料は、<u>別表 3 に規定する重金属類の溶出基準値を満たすこと。</u></p>
<p>(22) 代替フロン (HCFCs) の使用のないこと。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(23) 製品は法令および業界自主基準等で定められている重金属などの有害物質を含まないこと。</p> <p>【証明方法】 <u>製品 (全ての添加剤・色材を含む) に該当する有害物質が含まれないことを示す、第三者機関もしくは自社などによる試験結果を提出すること。製品の有害物質については、88/378/EEC EN71-3 などに定める有害物質の要件を満たすこと。</u> <u>なお、再生材料についてのみ上記試験を行った場合は、上記試験結果に加え、新たに処方したプラスチック添加物およびプラスチック色材やバージン材料について、それぞれ以下の条件を満たす原材料供給者および成型加工事業者の発行する証明書を提出す</u></p>	<p>(23)製品は、<u>別表 3 に規定する重金属類の溶出基準値を満たすこと。</u></p> <p>【証明方法】 <u>重金属類の基準値を満たすための管理方法を説明した文書を提出すること。</u> <u>また、製品について、重金属類の基準値を満たすことを示す、第三者機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。試験方法は ISO8124-3:2010 に準拠した方法とする。</u></p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>ること。</p> <p>① <u>プラスチック添加物として、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従っていること。</u></p> <p>② <u>プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量についてポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。</u></p> <p><u>また、すべての原材料（再生材料も含む）について、処方したプラスチック添加剤およびプラスチック色材が全て明らかな場合は、回収される前のバージン材料まで遡った原材料供給者および成型加工事業者すべてにおける証明書類でも可とする。</u></p>	
<p>(24) <u>製品は国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質（別表4：POPs）を処方構成成分として使用のないこと。</u></p>	(削除)
<p>(25) <u>製品にはリサイクルし易いように表示がなされていること。製品へのリサイクルの表示は、樹脂部に、またはステッカーなどで、使用合成樹脂の種類を表示すること。なお、本項目は、表示スペースの小さいとじこみ用品のとじ具および消耗部分については適用しない。合成樹脂の種類表示は JIS K6899 または ISO 1043-1 の記号を用い、先頭に” R ” を付す。</u></p> <p><u>複数種の使用の場合は、” R-PE, PP, PS ” のように併記する。ただし、3種類以上の場合には、” R-PE, PP 他 ” のように多いものから順に2つを表示し、3番目以降は省略する事もできる。</u></p> <p><u>基本的には上記表示方法に従うが、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。</u></p> <p><u>なお、製品が「テープ印字機等用カセット」であって、基準項目(26)</u></p>	<p>(8) <u>主要材料がプラスチック材である製品は、リサイクルし易いように、プラスチックの種類を製品本体に表示すること。プラスチックの種類表示は JIS K6899 または ISO 1043-1 の記号を用い、少なくとも質量比率が最も高い部品のプラスチックの種類を表示すること。</u></p> <p><u>なお、既認定商品に限っては、これまでどおりのプラスチックの種類表示でもよい。基本的には上記表示方法に従うが、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。</u></p> <p><u>本項目は、表示スペースの小さいファイルのとじ具、消耗部分などについては適用しない。</u></p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p data-bbox="174 225 1077 256">に該当する場合は、樹脂種類の表示の先頭に”R-”を付さなくて良い。</p> <p data-bbox="147 276 1077 355">(26) 製品が「テープ印字機等用カセット」であって、基準項目(21)に該当しない場合は、以下 a) ~d) の要件を満たすこと。</p> <p data-bbox="199 387 1077 611">a) テープ印字機等に使用される印字のためのカセットであって、使用済「テープ印字機等用カセット」にテープ部分(リボンも含む)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できるものであることが、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに表記されていること。</p> <p data-bbox="199 627 1077 707">b) 通常の使用条件により、5回以上の繰り返し使用が可能であること。</p> <p data-bbox="199 722 1077 802">c) 工場で再充填される製品については、使用済「テープ印字機等用カセット」の回収システムがあること。</p> <p data-bbox="199 818 1077 1233">d) 工場で再充填される製品については、回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再資源化率が製品全体重量(インクを除く)の95%以上であること。(再資源化率とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量または回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。)回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <div data-bbox="203 1262 1077 1401" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="230 1270 376 1302">【証明方法】</p> <p data-bbox="241 1318 1066 1393">a) 消耗部品が再充填可能または詰替え可能なことを記載した取扱説明書または製品ラベルを提出すること。</p> </div>	<p data-bbox="1106 276 2022 355">(2) テープ印字機等用カセットについて、基準項目(1)に該当しない場合は、以下 a) ~d) の全ての要件を満たすこと。</p> <p data-bbox="1158 387 2022 611">a) テープ印字機等に使用される印字のためのカセットであって、使用済「テープ印字機等用カセット」にテープ部分(リボンも含む)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できるものであることが、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに表記されていること。</p> <p data-bbox="1158 627 2022 707">b) 通常の使用条件により、5回以上の繰り返し使用が可能であること。</p> <p data-bbox="1158 722 2022 802">c) 工場で再充填される製品は、使用済「テープ印字機等用カセット」の回収システムがあること。</p> <p data-bbox="1158 818 2022 1281">d) 工場で再充填される製品は、回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再資源化率が製品全体質量(インクを除く)の95%以上であること(再資源化率とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量または回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。)回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再使用又は再生利用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。</p> <div data-bbox="1162 1294 2022 1401" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1218 1302 1366 1334">【証明方法】</p> <p data-bbox="1200 1350 2007 1382">a) 消耗部品が再充填可能または詰替え可能なことを記載した</p> </div>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>b) 通常の使用条件により、5回以上使用したことの実績もしくは、5回以上の使用が可能であることを説明した文書を提出すること。</p> <p>c) 「テープ印字機等用カセット」の回収システムの説明を明記した証明書を提出すること。</p> <p>d) 再資源化率、再資源の内容および<u>その内訳について説明すること。</u></p>	<p>包装、取扱説明書または製品ラベルを提出すること。</p> <p>b) 通常の使用条件により、5回以上使用したことの実績もしくは、5回以上の使用が可能であることを説明した文書を提出すること。</p> <p>c) 「テープ印字機等用カセット」の回収システムの説明を明記した証明書を提出すること。</p> <p>d) 再資源化率、再資源の内容および<u>再資源化できない部分の処理・処分方法について説明すること。</u></p>
<p>(29) ダストブロワー (本体) については、<u>オゾン層を破壊する物質、ハイドロフルオロカーボン (いわゆる代替フロン) 及び可燃性が高い物質 (一般高圧ガス保安規則第一章第二条一項に定められている物質) が使用されていないこと。</u></p>	<p>(10)ダストブロワー (本体) は、<u>フロン類 (フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第1項に定める物質) および可燃性が高い物質 (一般高圧ガス保安規則第1章第2条第1項に定められている物質) が使用されていないこと。</u></p>
<p>(30) 消耗部分が再充填可能または詰替え可能な設計となっているものについては、充填剤または詰替え品 (交換部品も含む) が入手可能なこと。また、製品や包装、取扱説明書、パンフレット等に再充填可能であることが<u>示されていること</u>。ただし、シャープペンシルの替芯など詰替え使用が<u>一般的に</u>認知されている製品については、適用しない。</p> <p><u>なお、再充填可能または詰替え可能な部分全体を、消耗部分の重量とする。再充填または補充ができない製品については、インクなど消耗する材料のみを消耗部分の重量とする。(「添付図1」参照のこと)</u></p>	<p>(5) <u>ボールペン、スタンプ台、朱肉、印章セット、OAクリーナー (ウェットタイプ、液タイプ) は、消耗部分の交換・補充部品があること。</u>ボールペン、スタンプ台、朱肉、印章セット、OAクリーナー (ウェットタイプ、液タイプ)、およびそれら以外に消耗部分の交換・補充部品がある製品は、製品や包装、取扱説明書、パンフレットなどに交換・補充部品があることが<u>表記されていること</u> (シャープペンシルの替芯など詰替え使用が<u>社会的に</u>認知されている製品は除く)。</p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>(31) (消耗部品の) 有害物質について、アンチモンが $60\text{mg}/\text{kg}$ 以下、ヒ素が $25\text{mg}/\text{kg}$ 以下、バリウムが $1,000\text{mg}/\text{kg}$ 以下、カドミウムが $75\text{mg}/\text{kg}$ 以下、クロムが $60\text{mg}/\text{kg}$ 以下、鉛が $90\text{mg}/\text{kg}$ 以下、水銀が $60\text{mg}/\text{kg}$ 以下及びセレンが $500\text{mg}/\text{kg}$ 以下とする。</p> <p>【証明方法】 第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。該当する JIS において、これらの有害物質についての試験を行っている場合は、品質基準の証明によって代用できるものとする。試験方法については、88/378/EEC EN71 - 3 または同等の方法で良いものとする。</p>	<p>(24) <u>チョーク、グラウンド用白線、別表 1 で指定されている消耗部分および粘着部分は、別表 3 に規定する重金属類の溶出基準値を満たすこと。なお、再生材料に廃石膏ボードを使用する場合には、アスベスト、ヒ素およびカドミウムの含有が判明している製品を分別・除去すること。</u></p> <p>【証明方法】 <u>重金属類の基準値を満たすための管理方法を説明した文書を提出すること。</u> また、該当する材料について、重金属類の基準値を満たすことを示す、第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。該当する JIS において、これらの有害物質について試験を行っている場合は、品質基準の証明によって代用できるものとする。試験方法は ISO8124-3:2010 に準拠した方法とする。 アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去する場合は、分別・除去の具体的な方法を報告すること。</p>
<p>(35) 粘着剤の有害物質について、アンチモンが $60\text{mg}/\text{kg}$ 以下、ヒ素が $25\text{mg}/\text{kg}$ 以下、バリウムが $1,000\text{mg}/\text{kg}$ 以下、カドミウムが $75\text{mg}/\text{kg}$ 以下、クロムが $60\text{mg}/\text{kg}$ 以下、鉛が $90\text{mg}/\text{kg}$ 以下、水銀が $60\text{mg}/\text{kg}$ 以下及びセレンが $500\text{mg}/\text{kg}$ 以下とする。</p> <p>【証明方法】 第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果の証明書類をそれぞれ提出すること。</p>	
<p>(32) 有機溶剤には、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）に規定する第 1 種有機溶剤等及びその他の有機溶剤（その他の有機溶剤とは、クロロベンゼン、ニトロベンゼン、ホルムアミド、N、N-ジメチルホルムアミド、トルエン、メタノール及び酢酸エチルを</p>	<p>(25) <u>別表 1 で指定されている消耗部分は、有機溶剤に、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）に規定する第 1 種有機溶剤等及びその他の有機溶剤（その他の有機溶剤とは、クロロベンゼン、ニトロベンゼン、ホルムアミド、N,N-ジメチルホルムアミド、トル</u></p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>いう) を使用してはならない。</p> <p>【証明方法】 製品に該当する有機溶剤を使用していないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。</p>	<p>エン、メタノールおよび酢酸エチルをいう) を処方構成成分として添加していないこと。なお、クラフトテープ、粘着テープ (布粘着)、両面粘着紙テープおよび製本テープは、無溶剤型粘着剤を使用すること。</p> <p>【証明方法】 有機溶剤の処方構成成分リストおよび製品に該当する有機溶剤を処方構成成分として添加していないことを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。クラフトテープ、粘着テープ (布粘着)、両面粘着紙テープおよび製本テープについては、無溶剤型粘着剤を使用していることを示す、製品を製造する工場長の発行する自己証明書を提出すること。</p>
<p>(33) 「テープ印字機等用カセット」については、テープ部分やインクリボン部分に関する以下 a) ~c) の要件を満たすこと。</p> <p>a) テープ部分やインクリボン部分の重金属に関しては、鉛、水銀、六価クロム、カドミウムおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。</p> <p>b) テープ部分やインクリボン部分のアゾ着色剤に関しては、1つ以上のアゾ基の分解(ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験法集成による)によって、別表2のアミンを生成するアゾ着色剤(染料または顔料)を使用しないこと。</p> <p>c) テープ部分やインクリボン部分に関するその他の危険物質については以下の i ~ iii の各物質が処方構成成分として添加されていないこと。</p> <p>i. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により</p>	<p>(削除)</p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p><u>次の R 番号の表示が義務付けられている物質。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>R40(発がん性の限定的な証拠がある)</u> • <u>R45(発がん性がある)</u> • <u>R46(遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある)</u> • <u>R49(吸入すると発がん性がある)</u> • <u>R60(生殖能力に危害を与える可能性がある)</u> • <u>R61(胎児に危害を与える可能性がある)</u> • <u>R62(場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある)</u> • <u>R63(場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)</u> • <u>R68(不可逆的な危害の可能性はある)</u> <p><u>ii. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書Ⅱにより、定められた危険シンボルを製品全体として表示する必要性を生じさせる物質。</u></p> <p><u>iii. EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書Ⅲにより、定められた R 43(皮膚接触すると炎症を引き起こす可能性がある)を製品全体として表示する必要性を生じさせる物質。</u></p>	
<p>(34) 粘着剤は、水に溶解し、古紙リサイクルの阻害にならないこと。ただし、本基準項目については、基材が紙を材料とする製品についてのみ適用する。</p>	<p>(9) 別表 1 で指定されている粘着部分は、粘着剤が水に溶解し、古紙リサイクルの阻害にならないこと。ただし、本項目は、基材において紙を材料とする製品(クラフトテープ除く)についてのみ適用する。</p>
<p>(36) <u>剥離紙は、以下 a) b) c) のいずれか一つに該当すること。</u></p> <p><u>a) (財) 古紙再生促進センター・(社) 日本印刷産業連合会で定める「リサイクル対応型剥離紙」であること。</u></p> <p><u>b) 古紙パルプを重量割合で 70%以上使用していること。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>c) <u>再生プラスチックを重量割合で70%以上使用していること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(3) <u>万年筆について、基準項目(1)に該当しない場合は、主要材料に再生材料を50%以上配合し、カートリッジ以外の方法で製品本体に直接インク補充が可能であること。また、製造事業者による修理が該当製品の製造停止後、少なくとも10年間は可能であること。</u></p> <p>【証明方法】 <u>再生材料の証明は、認定基準4-1-1(1)と同様の書類を提出すること。また、カートリッジ以外の方法で製品本体に直接インク補充が可能であり、製造事業者による修理が該当製品の製造停止後、少なくとも10年間は可能であることを記載した取扱説明書などを提出すること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(4) <u>メディアケース、OAフィルター(枠あり)、OHPフィルム、クリアホルダー(ファイル)および窓付き封筒(紙製)の窓部分において植物由来プラスチックを使用する製品は、以下a)～c)の全ての要件を満たすこと。</u></p> <p>a) <u>製品中のバイオベース合成ポリマー含有率が25%以上であること。</u></p> <p>b) <u>植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表2のチェックリストに適合すること。</u></p> <p>c) <u>植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン</u></p>

電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】

a) 製品のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2またはASTM D6866に規定される¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書

- バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書

b) 栽培地(国、州、市等)から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン(フロー図等。精製、発酵等を含む)、および別表2への適合状況を記載した、原料樹脂供

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
	<p><u>給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること。</u></p> <p><u>c) 植物由来プラスチック(原料樹脂)の LCA 評価の結果を提出すること(既存の論文等を参照することでもよい)。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出すること。</u></p>
(新設)	<p><u>(27)再・未利用木材以外の木材を使用する製品は、製品全体の質量(金属、消耗部分、粘着部分を除く)に占める第三者認証を受けた森林認証木材の質量割合が70%以上であること。なお、質量割合はクレジット方式による認証方式でもよい。</u></p> <p>【証明方法】 <u>森林認証木材の質量割合の証明書および、製品として第三者の森林認証を受けていることの証明書を提出すること。</u></p>
<p>4.2 品質に関する基準と証明方法</p> <p>(37) 【証明方法】 日本工業規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果または <u>JIS 認定工場の写し</u>を提出すること。もしくは自社規格に基づく試験結果を提出すること(該当する製品JIS規格の有無は問わない。)</p>	<p>4.2 品質に関する基準と証明方法</p> <p>(28) 【証明方法】 日本工業規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果または <u>JIS マーク表示対象事業者として認証を受けていること</u>の書類を提出すること。もしくは自社規格に基づく試験結果を提出すること(該当する製品 JIS 規格の有無は問わない。)。また、「<u>グラウンド用白線</u>」は、<u>グラウンドで使用する製品であることが記載された包装袋の写真などを提出すること。</u></p>
(新設)	<p><u>5. 配慮事項</u></p> <p><u>認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。</u></p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
(新設)	(1) <u>部品交換または修理などの長期使用のための体制が整備され、その情報提供がなされていること。</u>
(新設)	(2) <u>製品の包装（最終消費者に対する 1 販売単位）は省資源・資源循環に配慮し、以下の項目に適合していること。</u> <u>a.紙材は、古紙パルプ配合率が 70%以上であること。</u> <u>b.プラスチック材は、再生プラスチックの質量割合が 50%以上であること。</u>
(新設)	(3) <u>カッティングマットは、両面が使用できる設計であること。</u>
	(4) <u>シャープペンシルは、残芯が可能な限り少なくなるような設計であること。</u>
(新設)	(5) <u>マーキングペン、修正テープ、のり（液状）、のり（澱粉のり）、のり（固形）およびのり（テープ）は、消耗部分の交換・補充部品があること。また、製品や包装、取扱説明書、パンフレットなどに交換・補充部品が表記されていること。</u>
(新設)	(6) <u>剥離紙は、禁忌品を含んでいないこと。</u>
(新設)	(7) <u>クラフトテープは、粘着剤が水に溶解し、古紙リサイクルの阻害にならないこと。</u>
<u>5. 商品区分、表示など</u>	<u>6. 商品区分、表示など</u>
(1) <u>商品区分は、別表 1 の「申込区分」毎で、かつ、材料区分 A～D 別にブランド名（商品名）毎とする。ただし、色調、大小による区分は行わない。なお、商品区分は、同一申込とすることのできる商品の範囲を指す。</u>	(1) <u>商品区分（申込区分）は、別表 1 の「品目名」毎、主要材料毎、かつ、商品名毎とする。ただし、色調、大小による区分は行わない。</u>
(2) <u>エコマーク既認定の印刷前の封筒や名刺を使用して、に、エコマークを当該商品（事務用品）一枚ずつに印刷・表示する場合には、例えば「〇〇%古紙配合事務用品」、「この△△はエコマークの認定を受け</u>	(削除)

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p><u>た古紙配合事務用品です」など、その他これに類する表現を必ず併記し、印刷・複写などされた内容とエコマークが無関係である旨がわかるようにすること。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(2) <u>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法) の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のホームページにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。</u></p>
<p>(3) <u>マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示 (A タイプの表示) とする。ただし、「エコマーク使用の手引」(2011年3月1日制定施行) に従い、<u>マークと認定情報による表示 (B タイプの表示) を行うことも可とする。</u>なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。</u></p> <p>環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、製品を構成する主材料に合せて以下のとおりに記載すること。エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第7条」に従い、使用すること。</p>	<p>(3) <u>原則として、製品本体などにエコマークを表示すること。表示方法は「エコマーク使用の手引」に従い、B タイプの表示を行うこと。</u>また、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。<u>なお、既にエコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては A タイプを表示することも可とする。</u></p> <p><u>B タイプの表示には、以下①～③を含む認定情報をマーク近傍に記載すること。なお、「エコマーク使用の手引」に従い、一定の条件を満たす場合は、マークのみの表示も可とする。</u></p> <p>① <u>「エコマーク」の文言、または「エコマーク使用の手引」7項に定めるエコマーク商品であることの呼称。</u></p> <p>② <u>環境情報表示の文言 (以下参照)</u></p> <p>③ <u>エコマーク認定番号および使用契約者名の表示(どちらか一方を選択して表示することも可)</u></p>
<p><u>なお、商品類型 No.112「紙製の事務用品」(1998年8月3日制定) および No.113「包装用の用紙」(1998年8月3日制定) の既認定商品に限っては、本商品タイプのマーク下段表示においても、これまでどおりのマーク下段表示「古紙の利用・〇〇%」を記載することも可とする。また 2005年4月1日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、</u></p>	<p><u>商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1」(2004年9月1日制定) などの既認定商品に限っては、本商品タイプのマーク下段表示においても、これまでどおりの環境情報表示および認定番号を記載することも可とする。</u></p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
<p>認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。</p>	
<p>なお、商品類型 No.115「<u>廃木材・間伐材・小径材などを利用した木製品</u>」(1999年9月1日制定)の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示を記載することも可とする。また2005年4月1日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。</p>	
<p>なお、商品類型 No.118「<u>再生材料を使用したプラスチック製品</u>」(2000年5月10日制定)の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示を記載することも可とする。また2005年4月1日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。</p>	
<p>なお、商品類型 No.54「<u>詰め替え式のインクカセット、カセットリボン</u>」(1992年12月11日制定)の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示を記載することも可とする。また2005年4月1日以降に使用契約を締結する既認定商品に限っては、認定番号についても、これまでどおりの番号を記載することも可とする。</p>	
<p>〇〇%は<u>製品全体に占める</u>再生材料の合計の数値を記載すること(小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で製品全体に占める再生材料の合計の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。)(中略) 〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。</p>	<p>〇〇%は、<u>主要材料に占める</u>再生材料の質量割合を記載し、小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で質量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。なお、〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。以下、全ての〇〇%表示について同じ。</p>

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
「4-1-4. 粘着部分に関する基準(33)」の(a)に該当する商品については、1段目の「古紙パルプ配合率〇〇%」もしくは「古紙パルプ配合率〇〇%以上」に併せて、2段目に「リサイクル容易な剥離紙を使用」と記載すること。	(削除)
(新設)	パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材などを使用する場合は、「古紙配合率〇〇%」もしくは「古紙配合率〇〇%以上」と記載すること
(新設)	テープ基材に再生材料を使用しているテープ類は、テープ基材に使用する再生材料に合せて、「古紙パルプ配合率〇〇%」、「プラスチックの再利用〇〇%」もしくは「古紙パルプ配合率〇〇%以上」、「プラスチックの再利用〇〇%以上」と記載すること。
(新設)	4-1-1(4)に該当する植物由来プラスチックを使用する製品(窓付き封筒(紙製)除く)は、「植物由来プラスチック〇〇%」(〇〇%はバイオベース合成ポリマー含有率)と記載すること。なお、「植物由来プラスチック」はポリマーの種類名(「植物由来 PET」など)に置き換えてもよい。
(新設)	4-1-1(27)に該当する森林認証材の木材を使用する製品は、「森林認証材〇〇%」と記載すること。なお、クレジット方式による認証方式の場合には、〇〇%は記載しなくてもよい。
別表1 文具の対象表 ＜日本標準商品分類の品目名に準拠＞	別表1 文具・事務用品対象表 ＜グリーン購入法特定調達品目名に準拠＞
(新設)	クラフトテープ
(新設)	ごみ箱
(新設)	缶・ボトルつぶし機(手動)
(新設)	梱包用バンド

現行認定基準 (Version1.17)	新認定基準 (2015年6月1日)
(新設)	修正テープカートリッジ
(新設)	のりカートリッジ
【再生材料基準配合率】	【再生材料基準配合率】
白墨 60%	チョーク 40%
回転ゴム印などのスタンプ (機能性事務用品) 50%	回転ゴム印 70%
手動鉛筆削り器 (機能性事務用品) 50%	鉛筆削り (手動) 70%
ステープラー (機能性事務用品) 50%	ステープラー (汎用型以外) 70%
(新設)	針を使わないタイプ (紙針除く) 50%
丸刃式紙裁断機 (機能性事務用品) 50%	丸刃式紙裁断機 70%
消しゴム<スリーブ (巻紙) > 50%	消しゴム<スリーブ (巻紙) > 70%
はさみ (機能性事務用品) 50%	はさみ 70%
アルバム 50%	アルバム 70%
額縁 (機能性事務用品) 50%	額縁 70%
パネル (機能性事務用品) 50%	パネル 70%
鍵かけ (フックを含む。扉なしタイプ) 40%	鍵かけ (フックを含む) 70%
書道用紙 70%	書道用紙 50%
粘着テープ (布粘着) (巻芯)	粘着テープ (布粘着) 100% (巻芯)

以上